

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

建築物事業登録営業所講習会資料

(建築物環境衛生総合管理業)

令和元年度



東京都健康安全研究センター

目 次

第1章 清掃業界の動向と技能実習制度について	3
(～外国人清掃従事者について～)	
第2章 建築物事業登録制度について	
1 建築物衛生法 [※] の概要	19
2 建築物事業登録制度	22
3 建築物環境衛生総合管理業の登録基準	27
4 各種届出	36
第3章 様式例	
1 新規・再登録申請に関する書類	41
2 変更届・廃止届	64
3 作成及び管理が必要な帳簿書類	68
窓口・問い合わせ先	73

※ 本書では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称として「建築物衛生法」を使用しています。

第 1 章

清掃業界の動向と技能実習制度について

(～外国人清掃従事者について～)

建築物事業登録営業所講習会

清掃業界の動向と技能実習制度について

(～外国人清掃従事者について～)

令和元年9月25日

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会

清掃業界の動向と技能実習制度について

I. 清掃業界の現状

- ◎労働力不足の現状（少子高齢化の影響）
- ◎多様化する清掃従事者（外国人・ロボット・障がい者）

II. 外国人労働者の活用

- ◎外国人労働者の現状
 - ◎外国人技能実習制度の現状
 - ◎特定技能制度について
-

I. 清掃業界の現状

1. 労働力不足の現状

高齢化率の予測

※将来推計人口に占める
65歳以上の割合

2019年4月
28.3%

2065年
38.4% (※)

※70歳以上 14.5% (年々増加)

※総人口は1億人を割込む

※2019年5月総務省

I. 清掃業界の現状

2. 労働人口の変化

資料：総務省

労働人口の変化

少子高齢化の
影響

2016年
6,648万人

4割減

2065年
3,946万人

60.0%

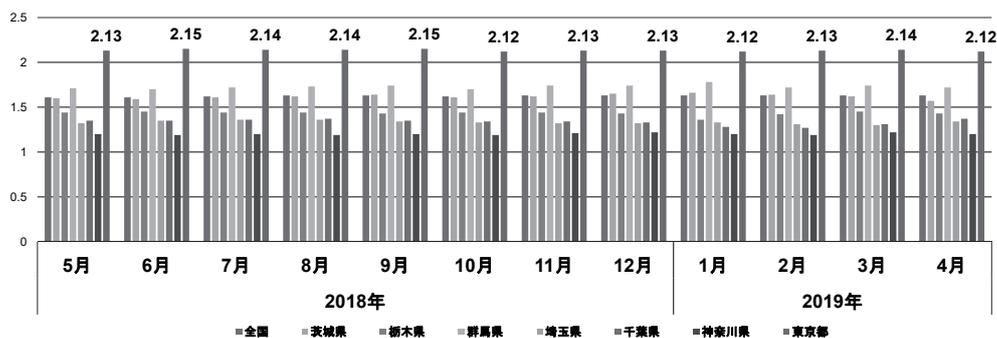
労働力率の低下

49.9%

I. 清掃業界の現状

3. 有効求人倍率（1都6県）

有効求人倍率の推移



資料：厚生労働省

I. 清掃業界の現状

4. アルバイトの人材不足（業種別）

業種	全 体	■ 余剰が出るほど充足している ■ 充足している ■ 不足している ■ とても不足している				充足 計 (%)	不足 計 (%)
		(1323)	28.6	54.0	14.7		
	ホールキッチン・調理補助（飲食・フード）	(100)	1.0	34.0	54.0	11.0	35.0 65.0
	接客（ホテル・旅館）	(100)	1.0	22.0	64.0	13.0	23.0 77.0
	販売・接客（コンビニ・スーパー）	(100)	1.0	23.0	57.0	19.0	24.0 76.0
	販売・接客（パチンコ・カラオケ・ネットカフェ）	(57)	1.8	31.6	52.6	14.0	33.3 66.7
	販売・接客（その他小売・サービス）	(100)	3.0	39.0	51.0	7.0	42.0 58.0
	警備・交通誘導（セキュリティ・設備工事等）	(66)	1.1	13.6	56.1	28.8	15.2 84.8
業	清掃（ビル管理・メンテナンス）	(100)	3.0	14.0	60.0	23.0	17.0 83.0
種	家庭教師・講師・試験監督（教育・学校法人）	(100)	5.0	33.0	48.0	14.0	38.0 62.0
	介護補助・ヘルパー・保育（介護・福祉・保育）	(100)		29.0	50.0	21.0	29.0 71.0
	事務・データ入力・受付・コールセンター	(100)	3.0	48.0	45.0	4.0	51.0 49.0
	配送・引越し・ドライバー（陸運）	(100)	4.0	18.0	56.0	22.0	22.0 78.0

資料：「アルバイト採用活動の企業調査」マイナビ

I. 清掃業界の現状

5. アルバイトの人材不足（清掃業）

83.0%

不足している・とても不足している

採用コストの
高騰

費用をかけ ~~×~~ 十分な人材確保

長期化？

資料：「アルバイト採用活動の企業調査」マイナビ

I. 清掃業界の現状

6. ヒアリング調査（全国ビルメンテナンス協会）

ビルクリーニング業の求人倍率

平成25年度

1.60倍

平成29年度

2.95倍

採用難

87.9%

I. 清掃業界の現状

7. ヒアリング調査 (全国ビルメンテナンス協会)

人手不足の原因

女性・高齢者の雇用比率が高い業種

企業の定年延長

他業種での女性就労者の採用増

採用難

I. 清掃業界の今後は？ (予測)

東京オリンピック・パラリンピック (一時的?)

少子高齢化における労働力人口減少傾向

他業界も人材不足 (採用難)

採用難の長期化?

I. 清掃業界の現状

2. 多様化する清掃従事者

- ①. 外国人従事者（留学生・技能実習生・特定技能）
- ②. 清掃ロボット
- ③. 障がい者
- ④. 高齢者
- ⑤. 生産性

I-2. 多様化する清掃従事者

①. 清掃ロボットの活用

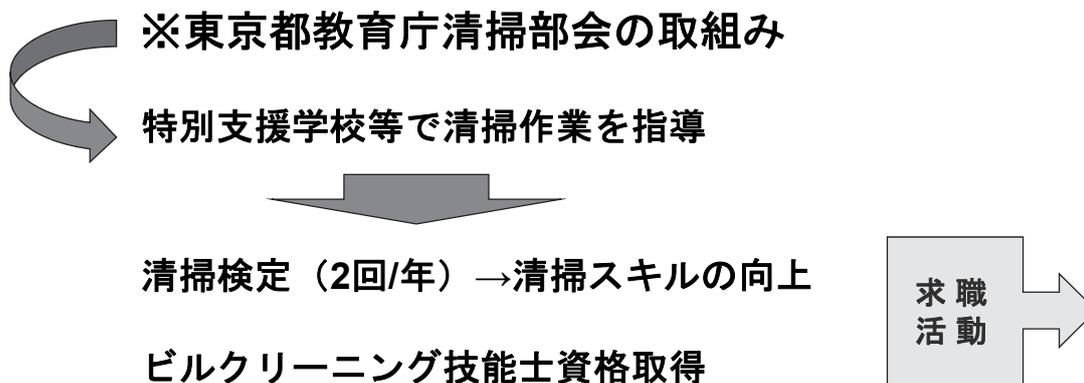
清掃ロボットのいろいろ



約6割の企業が導入に前向き（H29年度調査＝全国BM協会）

I-2. 多様化する清掃従事者

②. 障がい者雇用の促進



II. 外国人労働者の活用

1. 外国人労働者の現状

1,460,463人

※前年同期比：181,793人増
※14.2%増（過去最高）H19年

216,348箇所

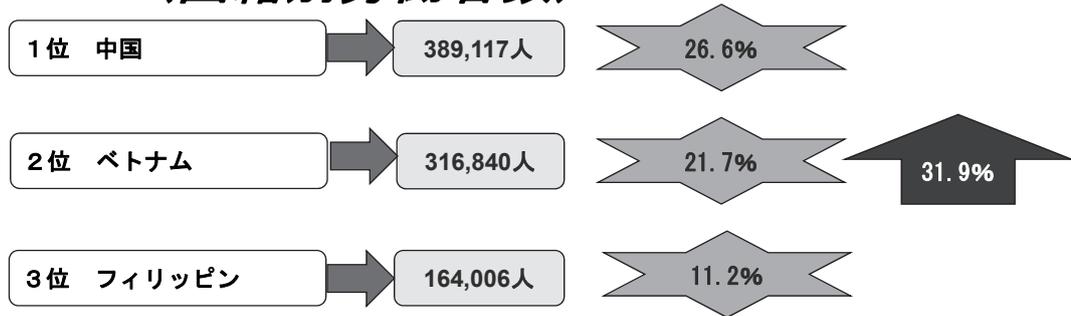
※前年同期比：21,753箇所増
※11.2%増（過去最高）H19年

資料：厚生労働省 平成30年10月末現在

Ⅱ. 外国人労働者の活用

2. 外国人労働者の実態

(国籍別労働者数)

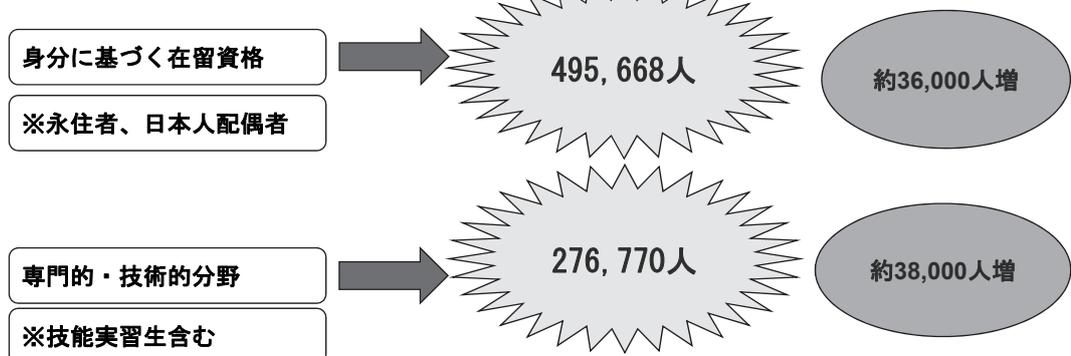


資料：厚生労働省 平成30年10月末現在

Ⅱ. 外国人労働者の現状

3. 外国人労働者の属性

● 在留資格別



II. 外国人労働者の現状

4. 外国人技能実習制度（目的）

目的

技術移転

企業単独型

日本企業が海外の現地法人・合併企業等の職員を受け入れ技能実習を実施（受入れ企業と雇用契約）

団体管理型

非営利の管理団体が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施（受入れ企業と雇用契約）

II. 外国人労働者の現状

5. 外国人技能実習制度（技能実習の流れ）

技能実習1号

入国1年以内に基礎級試験受験。合格すると技能実習2号に移行。在留期間が2年延長。

技能実習2号

入国3年以内に随時3級試験受験。合格すると技能実習3号に移行。在留期間が2年延長。（一時帰国）

技能実習3号

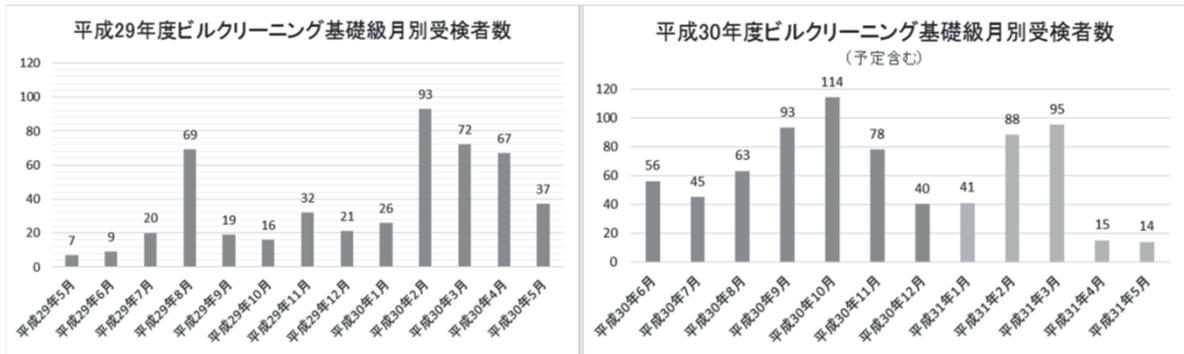
※5年間在留期間を終了すると帰国。

資料：厚生労働省、法務省

Ⅱ. 外国人労働者の現状

資料：全国BM協会

5. 外国人技能実習制度（受検実態①）



受検者総数488名

受検者総数約900名推測

Ⅱ. 外国人労働者の現状

資料：全国BM協会

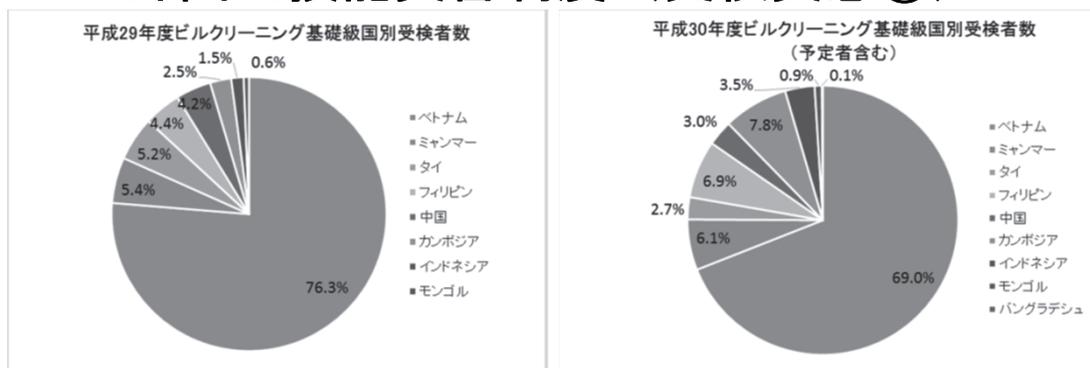
5. 外国人技能実習制度（受検実態②）



Ⅱ. 外国人労働者の現状

資料：全国BM協会

5. 外国人技能実習制度（受検実態③）

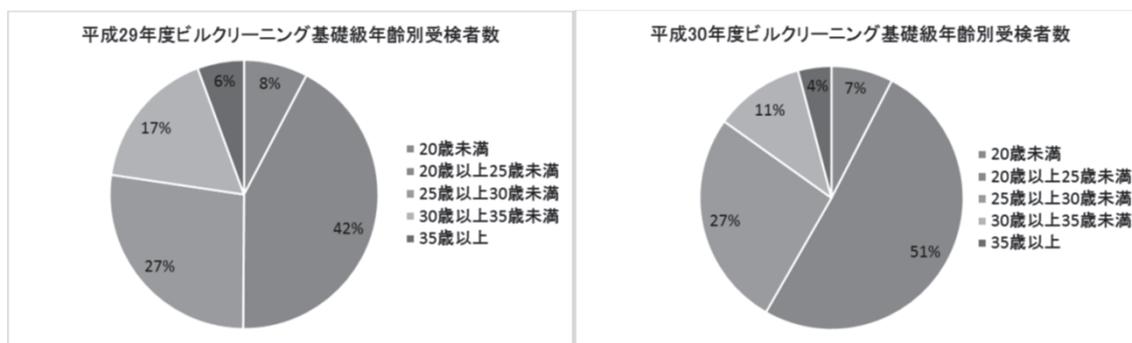


ベトナムが圧倒的に多いが、徐々にカンボジア、フィリピン、ミャンマーの割合も高まっている。

Ⅱ. 外国人労働者の現状

資料：全国BM協会

5. 外国人技能実習制度（受検実態④）



平均年齢＝25.6歳（平成29年度）、24.7歳（平成30年度）。男女比＝69%から78%UP（女性）

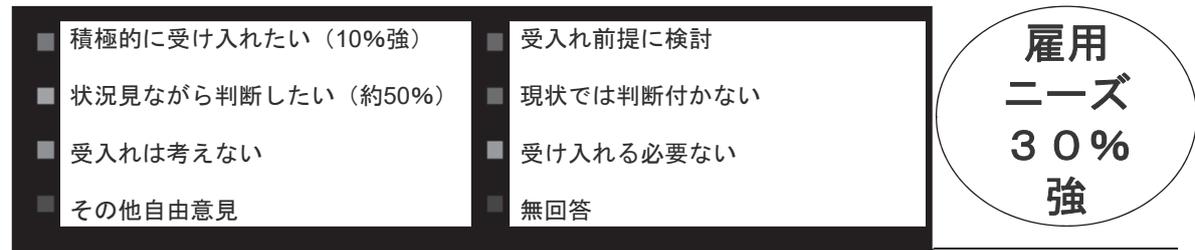
Ⅱ. 外国人労働者の現状

資料：全国BM協会

5. 外国人技能実習制度（受検実態⑤）

実習生制度の活用意向（平成30年度）

東京	
関東甲信越	



Ⅱ. 外国人労働者の活用

6. 特定技能制度について（2019年4月施行）

ビルクリーニング業＝特定技能1号

就労目的

在留期間＝5年

日本語能力試験＝N4以上

技能試験＝特定技能1号評価試験

合格

第2号技能実習を修了した者

II. 外国人労働者の活用

7. 特定技能制度について (2019年4月施行)

所属機関 (受入れ企業) の条件

建築物清掃業 (1号)

建築物環境衛生総合管理業 (8号)

特定技能協議会の構成員

II. 外国人労働者の活用

8. 特定技能制度について (2019年4月施行)

ビルクリーニング業 = 特定技能1号

直接雇用

転職可

受入れ見込み数
37,000人
今後5年間

試験

国内 = 秋以降実施予定

海外 = 年内実施予定。実施国 = 未確定

建築物事業登録営業所講習会

清掃業界の動向と技能実習制度

(～外国人労働者について～)

～終わり～

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会

第2章

建築物事業登録制度について

- 1 建築物衛生法の概要
- 2 建築物事業登録制度
- 3 建築物環境衛生総合管理業の登録基準
- 4 各種届出

1 建築物衛生法の概要

(1) 目的（法第1条）

建築物衛生法は、多数の人が使用又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上必要な事項を定めることによって、その建築物の衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としています。

(2) 特定建築物の定義（法第2条、法施行令第1条）

特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に供される部分の延べ面積が3,000 m²以上（学校教育法第1条に規定する学校では8,000 m²以上）の建築物をいいます。

(3) 建築物環境衛生管理基準等（法第4条・都の指導基準）

建築物衛生法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等について建築物環境衛生管理基準を定めています。特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者）は、この管理基準に基づいて建物を管理しなければなりません。

また、東京都では、地域特性を踏まえ、法令等に定めるもののほか、独自に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」を定め、「建築物環境衛生管理指導基準」を設けています。

建築物衛生法第4条に基づく「建築物環境衛生管理基準」と、東京都が定める「建築物環境衛生管理指導基準」を P.21 にまとめました。

(4) 建築物環境衛生管理技術者（法第6条）

特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者）は、その特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければなりません。ただし、既に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者に選任されている場合は、原則として、選任することができません。

また、都道府県知事の建築物事業登録を受けている登録業者の監督者等との兼任もできません。

**建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱
(抜粋)**

(建築物環境衛生管理指導基準)

第3 特定建築物の監視、指導に当たっては、法令等に定めるもののほか、必要に応じ別に定める建築物環境衛生管理指導基準に従って指導するものとする。

建築物環境衛生管理指導基準

- 1 空気環境の定期測定場所については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。
なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。
- 2 飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。
- 3 飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内に1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。
- 4 排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。
- 5 ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。

表1 建築物環境衛生管理基準等

		法施行規則（厚生労働省令）等	東京都の指導基準等	
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6月～9月の間に1回)	空気環境の定期測定の場所については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。 なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。	
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正		
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施		
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施		
給水・給湯管理（飲用・炊事用・浴用等）	貯水（湯）槽の清掃	1年以内ごとに1回実施		
	水質検査	①6月以内ごと実施 (16項目、11項目) ②毎年6～9月に実施 (消毒副生成物12項目) ③地下水等使用施設： 3年以内ごと実施 (有機化学物質等7項目)	飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。	「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」により毎年報告を行う。
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施	飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内ごとに1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。	
	防錆剤 <small>せい</small> の水質検査	2月以内ごとに1回実施		
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査 7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌・濁度 水洗便所の用に供する雑用水の検査 7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌			
排水管理		排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回実施	排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。 ※グリース阻集器は使用日ごとに捕集物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う。	
清掃および廃棄物処理		日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大掃除を定期的に統一的に実施		
ねずみ等の点検・防除		6月以内ごとに1回（特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回）、定期的に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。	

* 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルビット対策指導要綱）の規定

2 建築物事業登録制度

(1) 事業登録制度の法制化及び改正

特定建築物における、清掃や飲料水貯水槽清掃、飲料水水質検査及びねずみ昆虫等の防除などの維持管理は、特別な機械器具を使用し、作業方法についても十分な知識や経験が必要とされます。このため建築物の所有者自らが管理を行うよりも、業務の一部を専門の業者に委託する状況が多くなり、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者に対しても、より適切な業務の遂行能力が求められるようになってきました。

このような事情を背景に、これらの事業者の位置づけを明確にするとともに、その資質の向上を図ることを目的として、建築物の環境衛生上の維持管理を業とする6業種について、都道府県知事の登録制度を設けるなど、建築物衛生法の改正が行われました（昭和55年5月10日公布、同日施行）。

その後、20年以上が経過し、建築物の環境衛生管理の技術的水準の向上や専門化などを背景として平成13年12月に法改正が行われ、新たに2業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管清掃業）の追加と、1業種（建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業）の変更等が行われました。また、併せて登録要件の追加、変更も行われました（平成13年12月14日公布、平成14年4月1日施行）。

(2) 事業登録制度の概要

登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、登録を受けるか否かは任意とされています。したがって、登録を受けなくとも、その業務が制限されることはありません。但し、登録を受けた事業者は、登録の表示ができる一方、登録を受けない事業者は、登録又はこれに類似する表示を行うことが禁止されています。

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行います。登録を受けるためには、その営業所において事業を行うための機械器具等の設備、事業に従事する者の資格及びその他の要件が一定の基準を満たしていることが必要となります。

この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます（図1）。

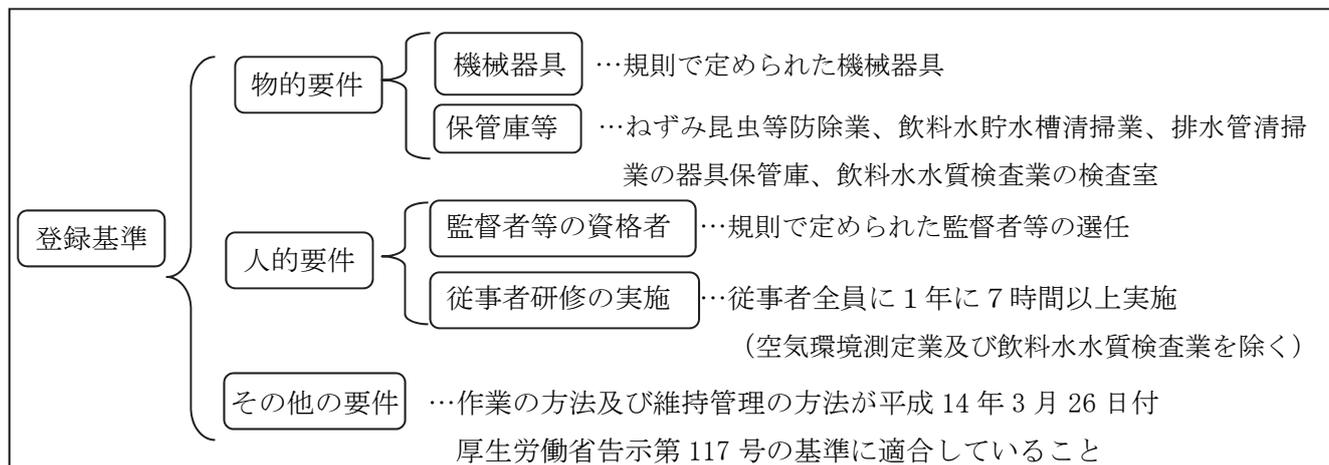


図1 登録基準の要件

ア 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

したがって、商業登記法等による登記をした営業所に限るものではありません。ただし、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

なお、登録申請は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に行い、東京都では、東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当が窓口となっています（P.73 参照）。

イ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から6年間です（表2）。この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受けなければなりません。

有効期間が近づいている営業所は、有効期間が終了する前に、余裕を持って再登録申請の準備を行うようにしてください（P.37 参照）。

なお、有効期間を過ぎた後に申請した場合は、再登録申請とはならず、新規の登録申請の扱いになります。それまでの登録番号は使用できなくなり、新たな番号へと変更されることになります。

表2 登録番号と有効期間の例

	例 1	例 2	例 3
登録番号	東京都 58 総第〇〇〇号	東京都 30 総第〇〇〇号	東京都 19 総第〇〇〇号
有効期間	平成 30 年 10 月 2 日から 平成 36 年 10 月 1 日まで	平成 30 年 9 月 28 日から 平成 36 年 9 月 27 日まで	平成 24 年 9 月 2 日から 平成 30 年 9 月 1 日まで
説明	昭和 58 年に初めて登録を受けて、その後登録を重ねている営業所です。	平成 30 年に初めて登録した営業所です。	新たな登録を受けていない場合は、登録営業所ではありません。

ウ 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所について、登録事業者である旨の表示を行うことができます。一方、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われますから、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできません。

登録表示（例）

- 良い例 → 登録建築物環境衛生総合管理業、東京都〇〇総第〇〇〇号
- × 悪い例 → 認可、許可、東京都指定環境衛生総合管理業

エ 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容について表3に示しました。

表3 登録業種

業 種		業 務 内 容
1号	建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
2号	建築物空気環境測定業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6号	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

オ 業種別の登録営業所数

東京都における、業種別の登録営業所数は次のとおりです（表4）。

表4 業種別の登録営業所数（平成31年3月31日現在）

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	4 0 0
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	1 5 3
建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	2 4
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	4 1
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	8 3 3
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	1 7 5
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	2 9 4
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	3 4 8
合 計	2, 2 6 8

※登録営業所の一覧（所在地、名称、電話番号等）については、当課ホームページで公開しています。

（URL：http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/）

カ 作業監督者等の兼務の禁止について

登録業種の種類に関わらず、登録申請の際に、監督者等*の選任をしていただいています。以下（ア）～（ウ）のいずれの場合についても、当該の登録事業に専念していただくという点から、監督者等として選任することはできません（兼任は認められません。）

（図2）。資格者本人に確認し十分に注意して申請を行ってください。（次ページ「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について 2留意事項」を確認してください。）

- （ア）同じ業種について複数の営業所を登録し、その中の一つですすでに監督者等として登録されている場合
- （イ）他の業種で監督者等として登録されている場合
- （ウ）建築物環境衛生管理技術者として選任されている場合

※「監督者等」とは申請時に選任が必要な資格者のことで、業種ごとに異なります（表5）。

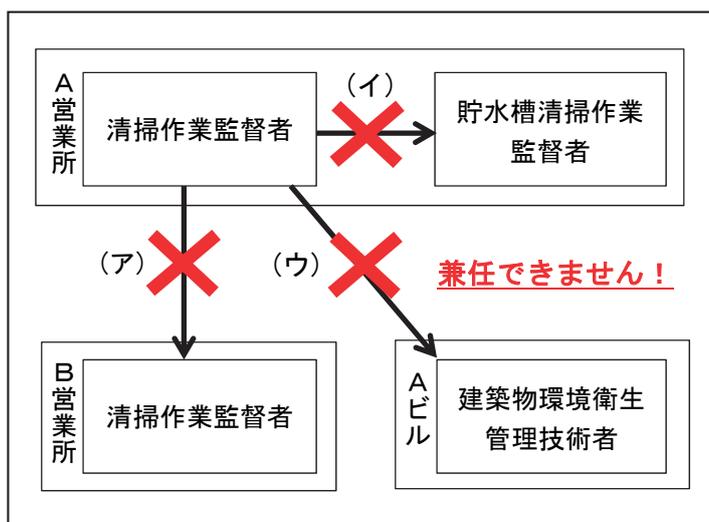


図2 兼任禁止についてのイメージ

表5 各業種における「監督者等」の説明

登録業種	営業所数
建築物清掃業	清掃作業監督者
建築物空気環境測定業	空気環境測定実施者
建築物空気調和用ダクト清掃業	空気調和用ダクト清掃作業監督者
建築物飲料水水質検査業	水質検査実施者
建築物飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者
建築物排水管清掃業	排水管清掃作業監督者
建築物ねずみ昆虫等防除業	防除作業監督者
建築物環境衛生総合管理業	統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（抜粋）

（平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

2 留意事項

(1) 登録業全体について

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとする事はできないものであること。

オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。

3 建築物環境衛生総合管理業の登録基準

事業者が登録を受けるためには、その営業所において、以下の登録基準を満たす必要があります（他の業種の基準については当課ホームページをご覧ください。P.73参照）。

(1) 機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）

次の機械器具を有すること

〈清掃〉

(ア)真空掃除機

(イ)床みがき機

〈空気環境測定〉

(ア)浮遊粉じん量測定器

(イ)一酸化炭素検定器

(ウ)二酸化炭素検定器

(エ)温度計

(オ)乾湿球湿度計

(カ)風速計

(キ)測定に必要な器具（測定器固定用台車等）

〈簡易な水質検査〉

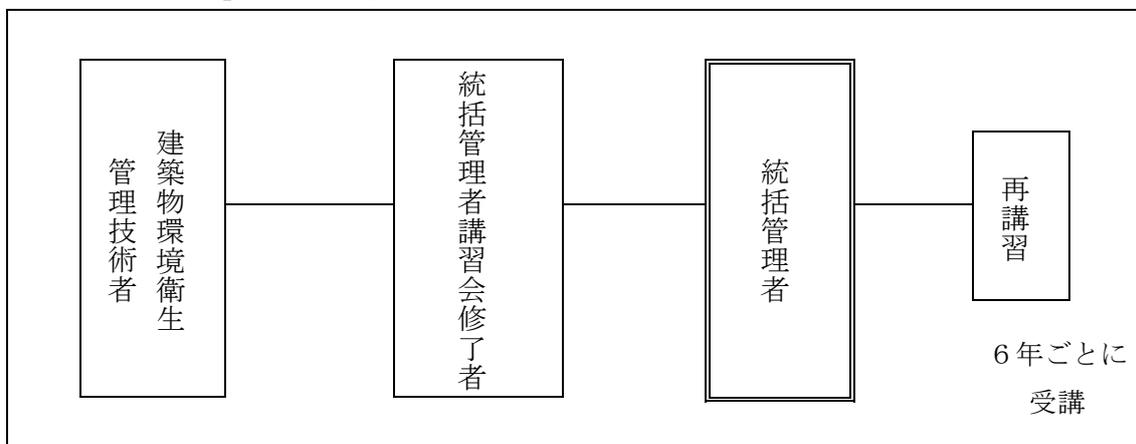
(ア)残留塩素測定器

(2) 事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）

ア 統括管理者

営業所に、統括管理者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この統括管理者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません。

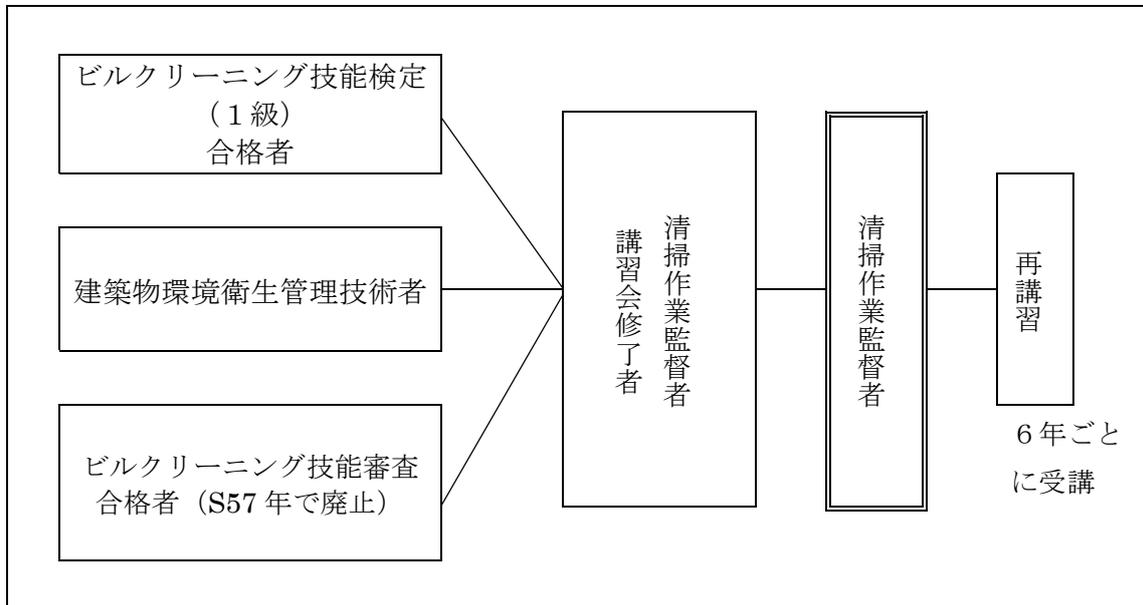
「統括管理者」の資格を有する条件



イ 清掃作業監督者

営業所に、清掃作業監督者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この清掃作業監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません。

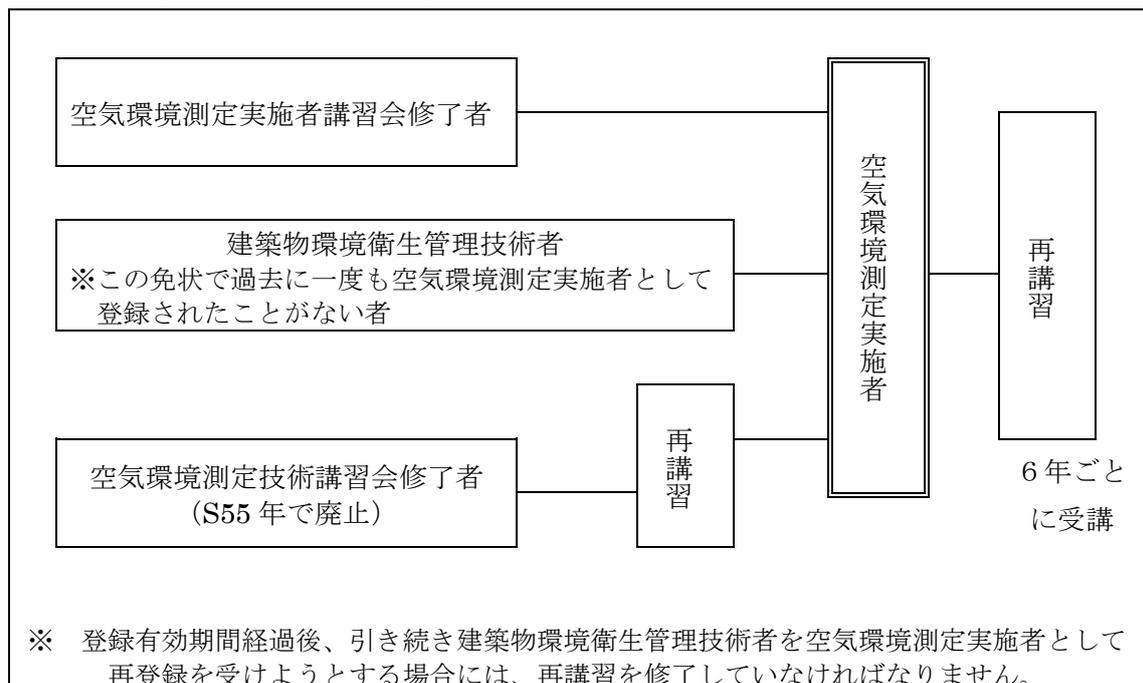
「清掃作業監督者」の資格を有する条件



ウ 空気環境測定実施者

営業所に、空気環境測定実施者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この空気環境測定実施者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません。

「空気環境測定実施者」の資格を有する条件

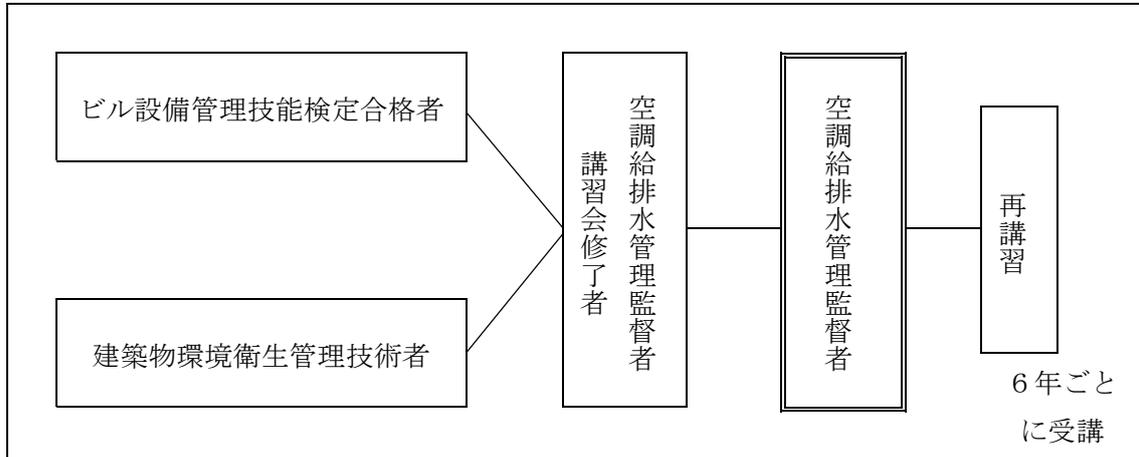


※ 登録有効期間経過後、引き続き建築物環境衛生管理技術者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合には、再講習を修了していなければなりません。

エ 空調給排水管理監督者

営業所に、空調給排水管理監督者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この空調給排水管理監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません。

「空調給排水管理監督者」の資格を有する条件



オ 清掃作業従事者

清掃作業に従事するすべての者（アルバイト、パート含む）は、事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施主体となって定期的に行う研修を、年間7時間以上受けなければなりません。

また、研修の内容は最新の情報などを盛り込むとともに、受講者の技能の程度に応じたものにしてください。

以下にカリキュラム例を掲載するので、参考にしてください。

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空掃除機、床みがき機の使い方／洗浄の種類と目的／主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗浄剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具・資材の使用 方法 (床材別)	弾性床材／硬性床材／繊維床材／ 木質床材／繊維床材の特徴／カーペッ ト床の維持管理／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
機械器具・資材の使用 方法 (場所別)	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、 階段の清掃／エレベータ、エスカレ ータの清掃／外周、その他の清掃／ 最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のため の注意／建築物環境や第三者に対する 配慮、労働衛生	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁 防止法	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／ サービス精神とマナー／団体行動と 人間関係／個人情報保護法	60分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60分
最新技術の動向	最新技術の動向	60分

カ 空調給排水管理従事者

空調給排水管理に従事するすべての者（アルバイト、パート含む）は、事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施主体となって定期的に行う研修を、年間7時間以上受けなければなりません。

なお、令和元年7月現在、空調給排水管理従事者研修機関として厚生労働大臣の登録を受けた団体はありません。

(3) 作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準 (その他の要件)

作業方法や機械器具等の維持管理方法が平成14年3月26日付厚生労働省告示第117号「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」(以下、「告示第117号」という。)の基準にすべて合致している必要があります。

新規登録申請及び再登録申請の際には、「その他の要件」を満たしているかどうかの審査を行うため、上記の事項を記載した書類を提出していただきますが、記載内容が不十分であるために、再提出の扱いになる事例が見受けられます。

告示第117号の基準にすべて合致することを確認してください。

○厚生労働省告示第117号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(抜粋)

第八 規則第三十条第八号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、第一の一から八までに掲げる要件を満たしていること。→注1)

二 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。

2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。

3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。

4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。

5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。

6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検すること。

7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検すること。

三 機械換気設備の維持管理を、二の1、二の4及びこの5に定めるところにより行うことができること。

四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、第二の一から三までに掲げる要件を満たしていること。→注2)

五 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。

2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、

水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、第五の四^{*1}と同様の措置を講ずること。

3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。

7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。

8 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

六 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。

2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。

6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

七 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。

2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- 八 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を七日に一回以上、定期に行うとともに、給水栓における飲料水の色の濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。
- 九 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から八までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。）を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。
- 十 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

注1)

- 一 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
- 二 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 三 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- 四 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- 五 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
- 六 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- 七 一から六までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- 八 七に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

注2)

- 一 空気環境の測定は、規則第三条の二第一号^{※2}に定める方法に準じて行うこと。
- 二 空気環境の測定の結果を五年間保存すること。
- 三 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。

※1

○厚生労働省告示第117号 第五の四

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上、 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
二	色度	5度以下であること。
三	濁度	2度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

※2

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

(空気環境の測定方法)

第三条の二 令第二条第一号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器(次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行うこと。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限り)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

4 各種届出

(1) 変更届 (様式はP.64参照)

表6の事項に変更が生じた場合には、その日から30日以内に変更届を提出してください。手数料、押印は必要ありません。

表6 変更届が必要な事項

変更事項	添付書類等
申請者の名称、所在地 代表者氏名	法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (原本、発行日から3ヶ月以内のもの)
営業所の名称 営業所責任者氏名	—
営業所の所在地	営業所付近の見取図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、 空調給排水管理監督者 (再講習受講を含む)	※統括管理者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、 空調給排水管理監督者の資格を称する書類 (原本)
その他の要件	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理 の方法を記載した書面

注 意

- ・これらの変更をした場合、変更後も登録の基準を満たさなくてはなりません。
- ・変更事項の内容により営業所等の現場確認検査を行うことがあります。
- ・登録証明書の修正、再発行は行いません。
- ・統括管理者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者の資格を証する書類(※)は原本確認後、返却します。

(2) 廃止届 (様式はP.66参照)

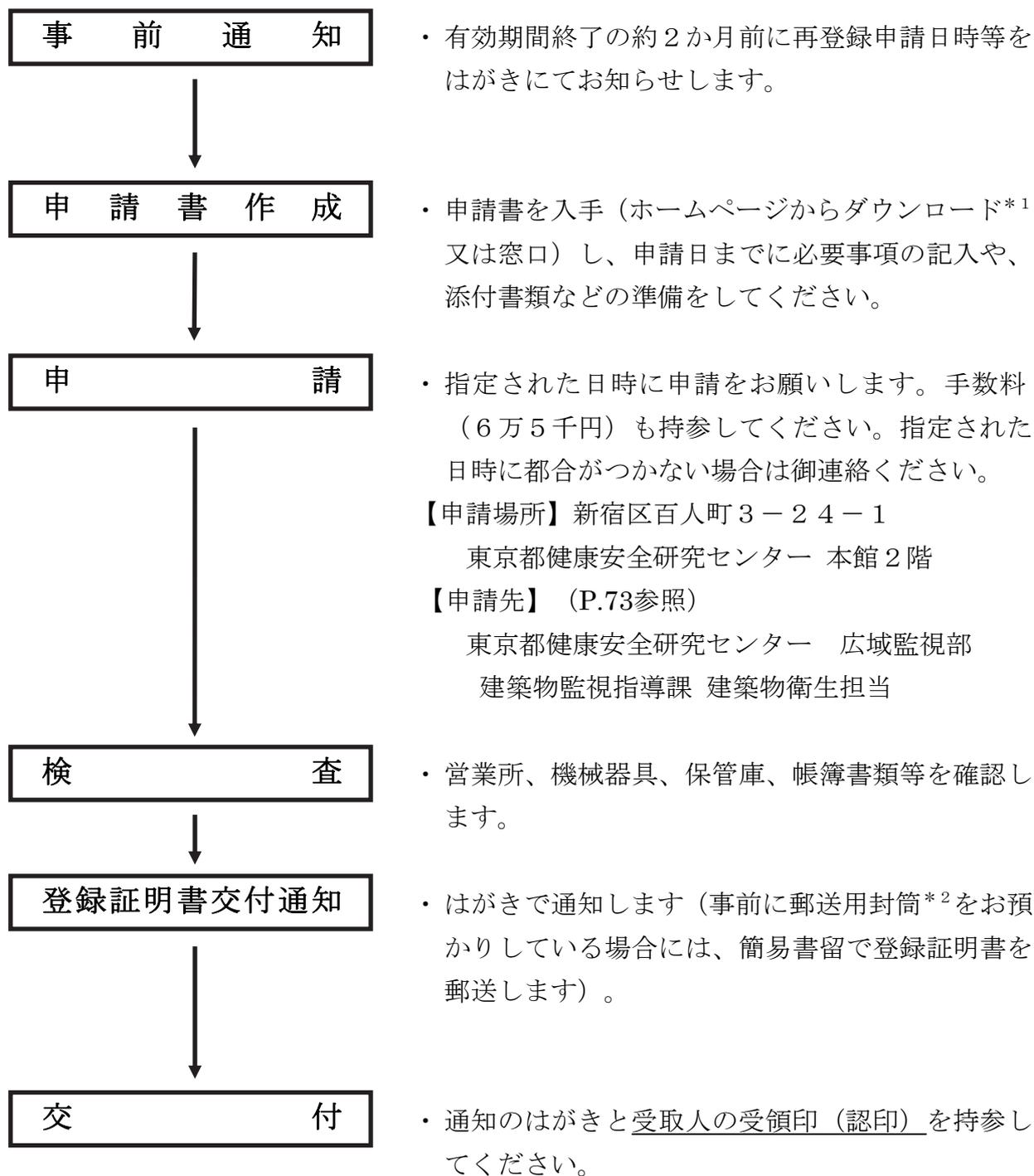
業務を廃止したときは、その日から30日以内に廃止届を提出してください。その際に、営業所の登録証明書の原本を持参してください。

(3) 再登録申請 (様式はP.42参照)

登録の有効期間は6年です。6年を超えて引き続き登録を受けようとする場合には、新たに登録(再登録)を受けなければなりません。

申請は、次ページの要領に従って行うようにしてください。

再登録の申請方法



* 1 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課のホームページ（検索サイトで「建築物監視指導課のページ」と検索してください）
URL : http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/

* 2 郵便番号、宛先、宛名を明記した角形2号の封筒（A4判の用紙が折らずに入るもの）に450円分の切手（交付が10月1日以降となる場合は、460円分）を貼付してください。

第3章 様式例

- 1 新規・再登録申請に関する書類
- 2 変更届・廃止届
- 3 作成及び管理が必要な帳簿書類

1 新規・再登録申請に関する書類

新規登録又は再登録を申請する場合は、申請書（P.42～52）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。

また、「作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」については、作成例（P.53～63）を参照して作成してください。

2 変更届・廃止届

申請内容に変更が生じた場合は変更届（P.64）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。また、事業登録を廃止する場合は、廃止届（P.66）を作成し、登録証明書の原本を添付して提出してください。

3 作成及び管理が必要な帳簿書類

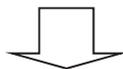
営業所に備えておく帳簿書類の様式例を掲載（P.68～71）していますので、参考にしてください。

◎ 申請書、変更届、廃止届及び帳簿書類※の様式は、当課ホームページからダウンロードできます。

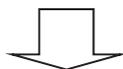
※「機器管理台帳」、「清掃作業従事者研修実施記録表」及び「空調給排水管理従事者及び水質検査従事者研修実施記録表」

「建築物監視指導課のページ（東京都の事業登録制度）」
http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/

検索サイトで「東京都の事業登録制度」を検索



「新規申請・再登録申請」「変更届・廃止届」「帳簿書類の様式例」



「MS-Word」、「MS-Excel」又は「PDF」の形式で様式がダウンロードできます。

				保存期間	常1年	分類記号	G010100	引継ぎ
健 研 建 登 第 号				処 理 経 過	施 行	年 月 日		
浄 書	浄書照合	公印照合・押印	回付・施行上の注意		決 定	年 月 日		
					起 案	年 月 日		
					収 受	年 月 日		
あて先					発信者名	知 事	発 送	
課	決定権者 (課長)	審 査 (文書取扱主任)	審 議 (課長代理)	起案	健康安全研究センター		起 案 者	
					広 域 監 視 部			
					建 築 物 監 視 指 導 課			
次のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、案により登録証明書を交付する。								

年 月 日

東京都知事殿
郵便番号
住 所
申 請 者
氏 名

電 話 ()
(法人の場合は、その名称、所在地、代表者の氏名)

建築物環境衛生総合管理業登録申請書

下記のとおり建築物環境衛生総合管理業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により申請します。

記

1 営業所の名称 電 話 ()

2 営業所の所在地 郵便番号

3 営業所の責任者氏名

4 添付書類
 (1) 統括管理者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者の資格を証する書類
 (2) 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
 (3) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	料金収納印	番 号・区 別		処 理 経 過			
		新・再 の区分	新 ・ 再	謄 本 照 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受 入 力		登 録 簿	
				収 受 簿		通 知 付	

統括管理者

(太枠内のみ記入してください)

氏名					生年月日	昭和 平成	年	月	日
建築物環境衛生管理技術者				番号			照合		
取得年月日				. .					
講習直近の記録	監督者講習 修了証番号	統 第 号		統再第 号		有効期限	. .		
取得年月日					

氏名					生年月日	昭和 平成	年	月	日
建築物環境衛生管理技術者				番号			照合		
取得年月日				. .					
講習直近の記録	監督者講習 修了証番号	統 第 号		統再第 号		有効期限	. .		
取得年月日					

氏名					生年月日	昭和 平成	年	月	日
建築物環境衛生管理技術者				番号			照合		
取得年月日				. .					
講習直近の記録	監督者講習 修了証番号	統 第 号		統再第 号		有効期限	. .		
取得年月日					

氏名					生年月日	昭和 平成	年	月	日
建築物環境衛生管理技術者				番号			照合		
取得年月日				. .					
講習直近の記録	監督者講習 修了証番号	統 第 号		統再第 号		有効期限	. .		
取得年月日					

清掃作業監督者

(太枠内のみ記入してください)

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者			番号				照合	
資格 種別 (該 当に 別)			取得年月日	.			.		
	講習 近 記 録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照合	清再第 号	照合	有効期限	.	
取得年月日		

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者			番号				照合	
資格 種別 (該 当に 別)			取得年月日	.			.		
	講習 近 記 録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照合	清再第 号	照合	有効期限	.	
取得年月日		

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者			番号				照合	
資格 種別 (該 当に 別)			取得年月日	.			.		
	講習 近 記 録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照合	清再第 号	照合	有効期限	.	
取得年月日		

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者			番号				照合	
資格 種別 (該 当に 別)			取得年月日	.			.		
	講習 近 記 録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照合	清再第 号	照合	有効期限	.	
取得年月日		

空気環境測定実施者

(太枠内のみ記入してください)

氏名				生年月日	昭和 平成	年	月	日
	最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者	番号			照合		
建築物環境衛生管理技術者		取得年月日		.	.			
直近の講習記録	実施者講習修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限		
	取得年月日			

氏名				生年月日	昭和 平成	年	月	日
	最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者	番号			照合		
建築物環境衛生管理技術者		取得年月日		.	.			
直近の講習記録	実施者講習修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限		
	取得年月日			

氏名				生年月日	昭和 平成	年	月	日
	最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者	番号			照合		
建築物環境衛生管理技術者		取得年月日		.	.			
直近の講習記録	実施者講習修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限		
	取得年月日			

氏名				生年月日	昭和 平成	年	月	日
	最初(該当に○)の資格	空気環境測定実施者講習会修了者	番号			照合		
建築物環境衛生管理技術者		取得年月日		.	.			
直近の講習記録	実施者講習修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限		
	取得年月日			

空調給排水管理監督者

(太枠内のみ記入してください)

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
	ビル設備管理技能検定合格者			番号				照合	
資格 種別 (該 当 に ○)	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	.			.		
	講習 記録 直 近 の	修了証番号	給 第 号	給再第 号		有効期限	.		
取得年月日	

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
	ビル設備管理技能検定合格者			番号				照合	
資格 種別 (該 当 に ○)	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	.			.		
	講習 記録 直 近 の	修了証番号	給 第 号	給再第 号		有効期限	.		
取得年月日	

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
	ビル設備管理技能検定合格者			番号				照合	
資格 種別 (該 当 に ○)	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	.			.		
	講習 記録 直 近 の	修了証番号	給 第 号	給再第 号		有効期限	.		
取得年月日	

氏名			生年月日	昭和 平成			年	月	日
	ビル設備管理技能検定合格者			番号				照合	
資格 種別 (該 当 に ○)	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	.			.		
	講習 記録 直 近 の	修了証番号	給 第 号	給再第 号		有効期限	.		
取得年月日	

清掃作業従事者研修の実施状況

年 月 日	内 容	指導者の氏名	対 象 者 数	参 加 者 数
		指導者の資格		

営 業 所 名 称		営 業 所 所 在 地	
--------------	--	----------------	--

空調給排水管理従事者及び水質検査従事者研修の実施状況

年 月 日	内 容	指導者の氏名	対 象 者 数	参 加 者 数
		指導者の資格		

営 業 所 名 称		営 業 所 所 在 地	
--------------	--	----------------	--

清掃用機械器具等設備の概要

機械器具名	名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
真空掃除機			
床みがき機			

空気環境測定用機械器具・水質検査用機械器具設備の概要

機械器具名	名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
残留塩素測定器			
一酸化炭素測定器			
二酸化炭素測定器			
温湿度計			
風速計			
その他	測定用台車		
浮遊粉じん計	機物番号 第 号 較正年月日 (. .)		
浮遊粉じん計	機物番号 第 号 較正年月日 (. .)		
浮遊粉じん計	機物番号 第 号 較正年月日 (. .)		

営 業 所		営 業 所	
名 称		所 在 地	

登録を受けている他事業の登録番号

東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号
東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号

営業所付近の見取図

ビル名称		階 数	
線	駅より	徒歩 バス	分又は 行 下車、徒歩 分

営業所		営業所	
名称		所在地	

作業実施方法等 (例)

年 月 日現在

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業手順			

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
苦情及び緊急の連絡に対する体制

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】

総

（清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者等	使用する機械器具

ポイント

登録されている監督者、測定実施者を含めてください。

（例 1）

作業班名	監督者等	使用する機械器具
清掃班	山田 毘留男	真空掃除機、床磨き機、ほうき 等
空気環境測定班	鈴木 美留子	粉じん計、温湿度計、気流計 等
空調給排水管理班	高橋 尾瑠人	残留塩素測定器 等

（例 2）

作業班名	監督者等	使用する機械器具
日常清掃班	建築 太郎	真空掃除機、ほうき、ちりとり 等
定期清掃班	建物 花子	床磨き機 等
空気環境測定班	尾留山 次郎	粉じん計 温湿度計 気流計 等
空調給排水管理班	美留川 三郎	残留塩素測定器 等

II 作業手順

<清掃関係>

◎（告示第 117 号 第八の一）

清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、告示 117 号第一の一から八までに掲げる要件を満たす。

1 清掃作業工程（日常清掃以外の箇所の定期点検に関する事項を含む）

◎（告示第 117 号 第一の一）

床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行う。

◎（告示第 117 号 第一の二）

カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行う。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。

◎（告示第 117 号 第一の三）

日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。

具体的な作業工程

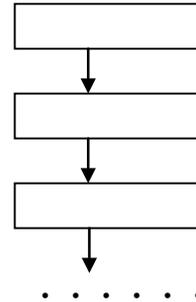
（例 1）

- 1) 日常清掃
床面：○○○
カーペット：○○○○
.....

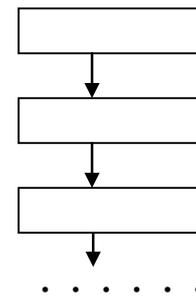
- 2) 定期清掃
床面：○○○
床面（剥離清掃）：○○○
カーペット：○○○
その他：○○○
.....

（例 2）

日常清掃



定期清掃



ポイント

日常清掃（床面やカーペット類の清掃について）及び定期清掃について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

2 機械器具等の点検方法

◎（告示第 117 号 第一の五）

真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

3 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法

◎（告示第 117 号 第一の四）

建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理する。

◎（告示第 117 号 第一の六）

廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行う。

具体的な処理方法

ポイント

廃棄物及び排水の処理方法について記述してください。

4 作業計画及び作業手順書の策定

◎（告示第 117 号 第一の七）

1 から 3 までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業を行う。

5 清掃作業等に係る点検、適切な措置

◎（告示第 117 号 第一の八）

4 に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実

施状況について、三月以内ごとに一回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

6 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 現場の担当者が作成した日誌に基づき、清掃作業監督者等が報告書を作成し、発注者に提出する。報告書には、作業箇所、作業内容、担当者等を明記する。この際、控えを作成し保存する。

<空気環境測定関係>

◎ (告示第 117 号 第八の四)

空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、告示 117 号第二の一から三までに掲げる要件を満たす。

1 空気環境の測定方法

◎ (告示第 117 号 第二の一)

空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号）第三条の二第一号に定める方法に準じて行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75 センチメートル以上 150 センチメートル以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該各号の右欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行う。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

ポイント

前ページのように建築物衛生法施行規則第三条の二第一号と表も記述してください。

2 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

◎（告示第 117 号 第二の三）

空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

具体的な点検方法

ポイント

粉じん計の較正を含めた、機械器具の点検頻度も記述してください。

3 測定結果報告作成の手順、測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

具体的な作成手順

◎（告示第 117 号 第二の二）

空気環境の測定の結果を 5 年間保存する。

保存責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

測定結果報告作成の手順については、測定後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例)測定終了後、整理された測定データから、管理基準値との比較した評価や発見した問題点を指摘し、これを概評や特記事項とした「空気環境測定結果報告書」を作成し、発注者に提出する。報告書には、環境衛生管理基準、測定値、測定機器名、測定者等を明記する。この際、控えを作成し、5年間保存する。

空気環境測定結果の保存責任者は測定実施者でなくても構いません。

<空調給排水管理>

1 空気環境の調整、給水・排水の管理、飲料水の水質検査の方法

◎（告示第 117 号 第八の二）

空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
- 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。
- 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行う。
- 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。
- 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検する。
- 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検する。

◎（告示第 117 号 第八の三）

機械換気設備の維持管理を、告示 117 号第八の二の 1、二の 4 及び二の 5 に定めるところにより行う。

具体的な作業方法

ポイント

空気調和設備の維持管理及び機械換気設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

◎（告示第 117 号 第八の五）

貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、告示 117 号

第五の四と同様の措置を講ずる。

- 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持する。
- 8 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

◎（告示第 117 号 第五の四）

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表に掲げる事項について検査を行い、当該各号に掲げる基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
二	色度	5度以下であること。
三	濁度	2度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

具体的な作業方法

ポイント

貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

◎（告示第 117 号 第八の六）

雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。

- 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- 6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

具体的な作業方法

ポイント

雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

◎（告示第 117 号 第八の七）

排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。
- 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。

具体的な作業方法

ポイント

排水槽等の排水に関する設備の維持管理について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

◎（告示第 117 号 第八の八）

給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を七日に一回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。

具体的な作業方法

ポイント

給水栓における飲料水の簡易水質検査について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

2. 空気環境の調整、給水・排水の管理、飲料水の水質検査関係報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、発注者に提出する。

- ・空調設備等点検清掃記録
- ・給水設備点検記録
- ・排水槽等点検記録
- ・雑用水槽点検記録及び残留塩素等測定結果
- ・飲料水残留塩素等検査記録

この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第八の九）

清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第八の一から八までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係ることを除く。）を満たしていることを常時把握し、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施する。

(業務を委託しない場合)

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

(業務を委託する場合)

(例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

(ア) 清掃関係

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名 (法人にあつては名称) : ○○株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲 : 床清掃のみ、清掃作業全般、等
- (3) 業務を委託する期間 : 1年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

(イ) 空気環境測定関係

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名 (法人にあつては名称) : ○○株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲 : 空気環境測定作業全般、等
- (3) 業務を委託する期間 : 1年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

(ウ) 空気環境の調整、給水・排水の管理、飲料水の水質検査関係

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名 (法人にあつては名称) : ○○株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲 : 空気環境の調整業務全般、等
- (3) 業務を委託する期間 : 1年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。ただし、委託をする業務の範囲が、建築物の外壁や窓の清掃のみの場合は記述不要です(登録業の業務の範囲外であるため)。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

業務を委託する場合は、清掃関係、空気環境測定関係、空調給排水管理・飲料水水質検査関係の3つに分けて記述して下さい。

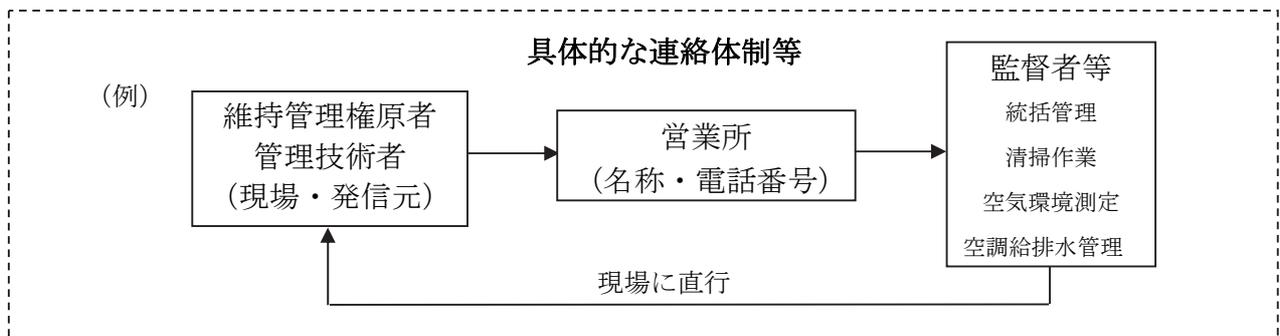
2について：1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第117号第八の一から八に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第117号 第八の十）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。
最後に発信元に戻る体制にしてください。
個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 変更事項

旧

新

6 変更年月日 年 月 日

- 添付書類
 - ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
 - ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図
- 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)
 - ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
 - ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第9号様式

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

電話 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社〇〇〇〇 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・**環境衛生総合管理業**

4 登録番号 東京都 〇〇 第 〇〇〇 号

5 変更事項 【変更した事項について記入してください(例:申請者代表者の変更)】

旧 【変更前について記入してください】

新 【変更前について記入してください】

変更した年月日を記入してください。

6 変更年月日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

○ 添付書類

- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
- ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図

○ 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)

- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
- ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
詳細は P.36 参照	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 廃止年月日 年 月 日

添付書類
・登録証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第10号様式

令和 00 年 00 月 00 日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒000-0000

新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社0000 代表取締役 0000

電話 03 (0000) 0000

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社0000 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒000-000 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 03 (0000) 0000

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・**環境衛生総合管理業**

4 登録番号 東京都 000 第 000 号

5 廃止年月日 令和 00 年 00 月 00 日

廃止した年月日を記入してください。

添付書類

・登録証明書

登録証明書を添付してください。

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

機 器 管 理 台 帳

年 月 日作成

一般名称		整 理 番 号	
商 品 名		購 入 年 月 日	年 月 日
型 式		製 造 番 号	
製 造 元		購 入 価 格	
購 入 先	TEL ()		
性 能 等	<付属部品>		
保 守 ・ 点 検 等 管 理 状 況			
年 月 日	内 容	担 当 者	
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回
対象者： 研修1年目の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 右記項目中で実施した ものには○印をつける 研修に使用した資料は 添付する	(1) 清掃用機械器具の種類と使用方法		備 考 テキスト名 ()
	(2) 清掃用資材の種類と使用方法		
	(3) 清掃作業の安全と衛生		
	(4) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回

対象者： 研修2年日以降の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 (1)から(3)までの科目は 必修とし、(4)の科目は 選択とする 右記項目中で実施した ものには○印をつける 研修に使用した資料は 添付する	(1) 清掃用機械器具の種類と使用方法	備 考 テキスト名 ()	
	(2) 清掃用資材の種類と使用方法		
	(3) 清掃作業の安全と衛生		
	(4) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務 ウ 環境問題 エ 最新技術の動向		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

空調給排水管理及び水質検査従事者研修実施記録表(例)

年 第 回

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 右記項目中で実施したのものには○印をつける (5)については参加従事者の技能の程度に応じる 研修に使用した資料は添付する	(1) 空調給排水設備の運転方法		備 考 テキスト名 ()
	(2) 空調給排水設備の日常的な点検及び補修方法		
	(3) 水の異常の判断方法		
	(4) 残留塩素の測定方法		
	(5) その他		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

総

検査年月日	年	月	日
監視員			
立会者			

建築物登録営業所立入検査指導書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5に基づき立入検査結果は次のとおりであるので復命いたします。

営業所名称			
営業所所在地	区・市・郡	町	丁目
登録番号	東京都	総第	号
検査の区分	新規・再登録・変更・監視・他（ ）		

1 検査結果（登録要件）

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具がある・申請内容と一致している・他の営業所と兼用していない。（真空掃除機、床みがき機）		
	2	空気環境測定器がある・申請内容と一致している・所有または借用を証する書類がある・浮遊粉じん測定器が校正されている。（浮遊粉じん測定器、一酸化炭素測定器、二酸化炭素測定器、温度計、乾湿度計、風速計、測定に必要な器具）		
		残留塩素測定器がある・申請内容と一致している・所有または借用を証する書類がある。		
人的要件	3	統括管理者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者がいる・兼任していない・再講習修了証がある。		
	4	従事者研修を実施している。（清掃・空調給排水管理・簡易水質検査）		
その他	5	申請した営業所所在地に営業所が実在している。		
	6	測定及び測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準（告示）に適合している。		

2 監視結果

項目	No.	検査項目	判定	備考
機器管理台帳 報告者 従事者	1	機器管理台帳を作成し、保存してある。（清掃機器、空気環境測定器、簡易水質検査機器）		
	2	内容が適切に記載されている。（点検、その他）		
	3	清掃作業報告書を作成し、控を保存してある。（作業計画書、実施報告書、日誌、その他）		
	4	空気環境測定結果の報告書を作成し、控を保存してある。		
	5	内容が適切に記載されている。（測定方法、測定回数、ポイント数、実施者、概評、測定機器、グラフ化、その他）		
帳簿・書類等の整備状況	6	簡易水質検査結果書を作成し、保存してある。（残留塩素、色、濁り、臭い、味、実施者、その他）		
	7	空調・給水・排水設備の管理記録を作成し、保存してある。		
	8	従事者研修を実施している。（清掃、空調給排水管理、簡易水質検査）		
機械器具等	9	従事者研修実施記録表を作成し、保存してある。（清掃、空調給排水管理、簡易水質検査）		
	10	実施方法が適切である。（時間、受講者、内容、指導者、その他）		
設備などの維持管理状況	11	機械器具等の点検・整備をしている。		
	12	浮遊粉じん測定器の校正を行っている。		
	13	機械器具が衛生的であり、整理整頓されている。		
	14	機械器具の保管を適切に行っている。		
	15	測定機器は使用前の調整を行っている。		
安全対策	16	作業の安全と衛生対策が十分である。		
	17	登録の表示が適切である。		
その他	18	作業手順が適切である。（行程、委託方法、連絡体制）		

3 指導事項

判定欄の見方 …完備・良好 …不備・不良 …一部不備・不十分
…注意 …核当せず

窓口・問合せ先

建築物事業登録に関する窓口・問合せ先

東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当

所在地：〒169-0073

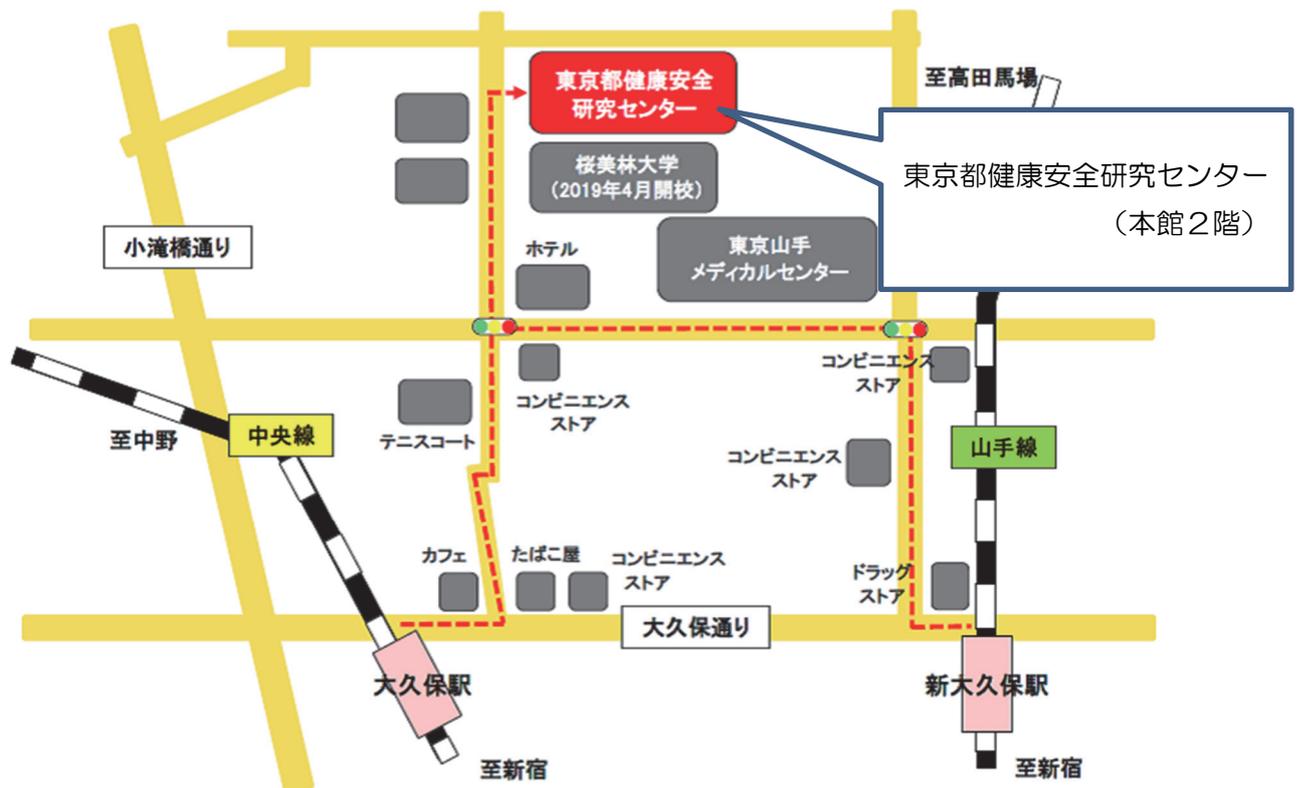
新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階

電話：03-5937-1058

FAX：03-5937-1099

URL：http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/

(検索サイトで「東京都の事業登録制度」と検索)



※ JR中央・総武線 大久保駅 北口 徒歩約8分

※ JR山手線 新大久保駅 徒歩約10分

登録番号 (31) 23

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」
建築物事業登録営業所講習会資料

令和元年9月発行

編集・発行 東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課建築物衛生担当
新宿区百人町三丁目24番1号 東京都健康安全研究センター 本館2階
電話番号 03-5937-1058 (直通)

印刷 株式会社まこと印刷
港区虎ノ門三丁目19番7号
電話番号 03-6230-9590

再生紙を使用しています。

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。